

大清律輯註考釈（三）

谷 井 俊 仁

要旨 本稿は、清律の律文を沈之奇の註釈『大清律輯註』に即して解釈したものである。沈之奇は清律を体系的に理解しようとしており、その理解をおさえておくことは、中国における法的思惟の歴史的展開を解明するための必須の作業である。本号では前号に続き、闘殴篇宮内忿争律から威力制縛人律までをあつかう。

人命篇謀殺人～戯殺誤殺過失殺傷人 『人文論叢』第16号、1999年

人命篇夫殴死有罪妻妾～同行知有謀害。闘殴篇闘殴、保辜限期 『人文論叢』第17号、2000年

三 『大清律輯註』卷二十 刑律闘殴篇考釈（承前）

3) 宮内忿争

闘殴律、保辜限定期律は、闘殴篇の通則であり、本律以後の各条はその展開となる。『大明律附例』は、闘殴篇全体を次のように整理している¹。

1 通例：闘殴、保辜限期

2 職官・良賤（尊から卑の順に並ぶ）

①宮内：宮内忿争

②皇親：皇家袒免以上親被殴

③官府

i 官府：殴制使及本管長官、佐雜統屬殴長官、上司官與統屬官相殴、九品以上官殴長官

ii 官府差人：拒殴追撲人

④業師：殴受業師

⑤奴婢：良賤相殴、奴婢殴家長

3 親属

①内：妻妾殴夫、妻妾與夫親屬相殴

②外（疎から親の順に並ぶ）：同姓親屬相殴、殴大功以下尊長、殴期親尊長、殴祖父母父母

威力制縛人、殴妻前夫之子、妻妾殴故夫父母、父祖被殴の四条への言及がなく、またこの解釈は『輯註』の採用するところではないが、前半は社会的階層、後半は親属の服制順に並ぶという主張は明快である。

宮内忿争律は、宮殿という特殊な場所における闘殴である。宮は皇帝の出御するところ、殿は皇帝の朝政の場と定義されるが（輯註9b, 1-2）、午門以内も宮内と同一視される（沈註9a, 2）。

凡於¹宮内忿争者笞五十。（忿争之）声徹于^{aA¹}御在所及相殴者杖一百。折傷以上、加凡闘傷^b二等。（若干^{A¹}臨朝之）殿内、又遞加一等（遞加者、如于^{A¹}殿内忿争者加一等、杖六十。其声徹于^{A¹}御在之所及殿内相殴者、加一等杖六十徒一年。至于^{A¹}折傷以上、加宮内折傷之罪一等、

又加凡闕傷罪二等、共加三等。雖至篤疾、並罪止杖一百流三千里。至死者、依常律断。被殴之人雖至残廢篤疾、仍擬杖一百収贖。篤疾之人與有罪焉。故不断財產養贍)。

明律：i なし。ii 殴につくる。順治律：1以下に小註（燕幸之）あり。雍正律・乾隆律：A i 於につくる。

忿争とは「私忿を逞し、輒ち争鬭せる」こと（『読律瑣言』）、私情よりする言い争いである。輯註によれば、宮殿内では臣下は和やかに、行動を慎んで職務に従事しなくてはならない。そうであるのに忿争するとは「不敬」であり、ましてや怒鳴り声をあげたり、殴りあうのは「忌憚無い」行いであるという（9b, 2-6）。

沈註は本条の精神を不敬に求める。十惡に大不敬があり、輯註は「臣の君におけるや凡事皆まさに敬謹たるべし」という。不敬とは臣事に関するモラルなのであり、本律は間接的ではあるが、皇帝への侵犯を処罰するものである。

闕殴律と本律を比べると、忿争は闕殴律の闕（口論）に相当する。闕殴律では闕では刑罰を科さないから、忿争段階で笞五十を科すのは、宮内での忿争それ自体が犯罪概念ということになる。ただし刑罰が闕殴律に加重する形で規定されているからには、まったく独立した犯罪概念ではなく、あくまでも闕殴律の系である。

刑罰上、闕殴律と異なる顕著な特色は、闕殴律で細かに分節されていた傷害のレヴェルが、一括されてしまうところにある。たとえば凡闕では殴は一等、傷は内損を含めて四等に分節されていたが、本律では一括して杖一百に加重されている。このことは以下の律にも当てはまることがある。

4) 皇¹家袒免以上親被殴 (袒²免係五服外無服之親。凡係天潢皆是)

乾隆律：i 皇家袒免は宗室覚羅につくる。ii 以下の小註なし。

本条は一般人が皇族を殴った場合の刑罰の加重を規定する²。これは皇帝への敬意をその親属に拡張したものとして理解される³。乾隆三九年に律目が宗室覚羅以上親被殴に、律文の皇家袒免親が宗室覚羅に改められた（『読例存疑』）。

凡皇¹家袒免親而殴之者（雖無傷）、杖六十徒一年、傷者杖八十徒二年。折傷以上（本罪有）重（于²杖八十徒二年）者、加凡闕二等（至³杖一百徒三年）。縷麻以上（兼殴傷言）、各遞加一等（止杖一百流三千里、不得加入于²死）。篤疾者絞（監候）。死者斬（監候）。

雍正律：A 於につくる。乾隆律：i 皇家袒免親は宗室覚羅につくる。ii 於につくる。iii 止につくる。

本律は、殴段階で刑罰が科されるので、宮内忿争律のような犯罪としての独自性はない。本体にあるのはあくまでも闕殴律であって、皇族は刑罰の加重要因である。

本律では「折傷以上重者、加凡闕二等」がわかりにくい。凡闕の折傷は刑罰が杖一百、徒一年、徒二年であるから、本律で規定する傷の刑罰徒二年より重くなく、廢疾の徒三年で加等することになる。律文でわざわざ折傷を言明するのが意味不明となる。

この疑点を解決するため、『大明律附例』は「凡そ律に重と言うは、みな加等を入れ通論して重しとなす」と主張する。つまり、凡闕の折傷に二等加等し、それが徒二年より重くなると解釈するのである⁴。もちろんこれは、「折傷以上重者、加凡闕二等」の後半の論理を前半で先取りするという議論で破綻している。小註は「至杖一百徒三年」なる解釈をさらに挿入して、破綻を糊塗しようとしたもの、輯註もこれらの流れである。

このような無理な議論が行なわれるのは、闕殴律に規定するように、傷害の重さは刑罰の重

さと対応するのが原則だからである。折傷は傷より傷害が重く刑罰も重いはずであるが、本律では傷の刑罰が加重されたため折傷の刑罰が軽くなってしまった。しかし二等加等すれば徒二年の折傷だけは重くなる。そもそもこのように複雑な趣旨を、「折傷以上重者、加凡闘二等」という文章、特に重字に負わせるのは無理であって、本律には、解釈では回避しきれない本来的欠陥があると言わざるをえない。沈註は、律意と称して根本原則を確認しつつ、事実上律を再構築している。律に欠陥がある以上やむを得ないであろう。

その論点は、①重とは比較ではなく絶対的な重さを意味する、②皇親を殴る刑罰は凡人より加等しなくてはならない、③折傷は、徒二年以外は二等加重しても傷以上にならないので、加重するのは徒二年の場合だけとする、④廢疾も二等加重するというものである (10a, 1-10b, 7)。このように沈註は、解釈によって律文を大幅に改訂てしまっている。「於杖八十徒二年と至杖一百徒三年の註は、意まさにかくの如し、ただ於字と至字に泥むべからず」と小註に寛容であるのは、そのためであろう⁵。ただし乾隆律の小註が至字を止字にするのは、廢疾の加等を不可能にするものであり誤りである。『読例存疑』に言うように、改正しなくてはならない。

5) 殴制使及本管長官

本律から九品以上官殴長官律までの四条は、官僚制のヒエラルキー構造を闘殴の観点から定式化したものである。吏律の職制篇は「職司法制」(官僚の権限)、公式篇は「公共之体式」(文書制)を扱う⁶。それに対してこの四条は、官僚間の統属関係を問題としている。明清律中、官僚制ヒエラルキーを専題としているものとして、当時の官僚制を理解する上で重要な律である。法の構造からすれば、これらも皇家袒免以上親被殴律と同様、本体は闘殴律であって、刑罰の加重方法の相違がそれぞれの律の特徴をなす。

第一節 凡（朝臣）奉制命出使而（所ⁱ 在）官吏殴之及部民殴本属知府知州知県、軍士殴本管官^{a1}、若吏卒殴本部五品以上長官、杖一百徒三年。傷者杖一百流二千里。折傷者絞（監候。不言篤疾者、亦止于^{Aii} 絞）。若（吏卒）殴六品以下長官、各（兼殴與傷及折傷而言）、減（五品以上罪）三等。（軍民吏卒）殴佐貳官首領官、又各遞減一等（佐貳官減長官一等、首領減佐貳一等。如軍民吏卒減三等、各罪輕于^{Aii} 凡闘及與凡闘相等皆謂之）減罪輕者加凡闘（兼殴與傷及折傷）一等。篤疾者絞（監候）。死者（不問制使、長官、佐貳、首領並）斬（監候）。若^b 流外²（雜職）官及軍民吏卒殴非本管三品以上官者、杖八十徒二年。傷者杖一百徒三年。折傷者杖一百流二千里。殴傷（非本管）五品以上官³者、減（三品以上罪）二等。若減罪輕（于^{Aii} 凡闘傷）及殴傷九品以上（至六品）官者、各加凡闘傷二等（不言折傷篤疾至死者、皆以凡闘論）。明律：a 指揮千戸百戸につくる。b 第二節につくり、以後の節を繰り下げる。順治律：1 指揮千戸百戸につくる。2 後に小註（未入品）あり。3 なし。4 なし。雍正律：A 於につくる。乾隆律：i 所在なし。ii 於につくる。

本節は本管関係をあつかった前半と、非本管関係をあつかった後半とにわかれる。官僚、胥吏・衙役（「官吏」）については皇帝の命をうけた使臣（「制使」）、一般民（「部民」）については属する（「本属」）知府・知州・知県、兵士（「軍士」）については管轄を受ける司令官（「本管官」）、胥吏・衙役（「吏卒」）については従事する（「本部」）衙門の五品以上の長官は、闘殴に関して同等の関係である。殴った段階で杖一百徒三年というのは、凡人間の刑罰答二十に十

三等加重したものであり廃疾相当である。傷は十一～十三等の加重、折傷以上はすべて絞監候でこれは鬪殴殺相当となる。また皇家袒免以上親被殴律と比べると、杖一百徒三年は皇帝の期親を殴る場合に相当する。このように本律に規定される刑罰の加重にはかなり厳しいものがある。

『大明律集解附例』の纂註は、「みな下を以て上を犯す、不義の甚だしき者なり」と説明する⁷。たしかに名例十惡不義には部民、軍士、吏卒による殺害があげられている。しかし同時にそこに挙げられる、夫の死を隠して哀悼の意を示さない場合（礼律儀制篇匿父母夫喪律、杖六十徒一年）よりはよほど重い。なぜ部民による知県への鬪殴、鬪殴殺はここまで厳しく処罰されるのか。そこに官僚体制に対する嚴重な侵犯が存在することは容易に想像できるが、抽象的な理解だけでは十分ではない。侵犯がどのように論理構成されているのか具体的に問う必要がある。

『大清律輯註』の理解の根本にあるのは本管概念である。本管とは、律文に「軍士殴本管官」とあるように、本来、軍士にかかわる概念である。部民の場合は「本屬」というのであるが、本属も本管ということが多い。さらには、律文に「若流外官及軍民吏卒殴非本管三品以上官者」とあるように、吏卒の「本部」概念にも拡張されるが、これは拡大解釈である。以下では本管は本属とあわせた意味で使うこととする。

本管とは、輯註によれば「管轄之責」があるということである（12b, 6-7）。もっともこれは抽象的表現であって、明律の註釈書では具体的に「父母之責」「世為統屬之官」（『詒律瑣言』）、「父母之義」「世為統轄之官」（『大明律附例』）と説明する。「管轄之責」とは、世代を超えた本源的な統屬関係を意味しよう。事実、沈註では本管の否定形「非本管」を次のように説明する（11b, 9-11）。

軍は營衛に、民は府州県に属する。一方吏卒は、軍民から選抜されて職務に従事する者である。そもそも、本来の統屬関係がなく無関係な衙門に対する犯罪（「犯分無統攝、事不相關之衙門」）は、本管の場合とは違うのである⁸。

本来の統屬関係がない衙門への犯罪とは、吏卒による本部衙門の長官への鬪殴をいう。本部は本管と対になる概念であり、沈註に説明があるが（11b, 12-15）、それは『大明律附例』を襲ったものなので、『大明律附例』の解釈をみておく。

吏卒とは、民が軍・衛にふりわけられて従事しているか、隣の州県からこちらの州県にきて使われている者であって、一時的な従事という意味に過ぎない（「不過一時事使之義」）。それは本属、本管の軍、民とは同じではない⁹。

本部概念の中核は「一時事使之義」にある。本管はそれと対比されるから、継続的、本源的な統屬関係を意味することになる。さればこそ本管関係にある者への鬪殴は厳しく処罰されるのである。一方、本部関係にある者への鬪殴は、五品以上、六品以下で区別され、本管とは異なった刑罰体系をとる。

ここで注意すべきなのは、本管にしろ本部にしろ、それは官僚と官僚制外の者との関係にはかならない点である。官僚制は、一品から九品に至る官品の体系として存在する。部民、軍士、吏卒のいずれもその体系外にいる者である。本管とは、官僚制外にいる者が官僚制とどう関係しているかを示す概念であるといえる。

そうすれば、制使と官吏の関係も同様に理解されよう。制使が官僚・吏卒から殴られた場合の処罰の根拠は、あまり展開されていない。輯註は王命を奉じているためであるといい

(12b, 4-5)、『読律瑣言』『大明律附例』も同様である。唯一沈註が、軍民が制使を殴った場合について新たな議論をしている。

制使は「王命」を奉じていることが重要であるが、王命は軍、民の与り知らぬところである。だから殴った場合は「非本管」を殴ったものとして扱い、制使の官品に従って刑罰を決めるのである¹⁰。

制使と軍民は、本源的統属関係がない「非本管」関係として扱えというのが沈註の理解である。そうとすると制使と官吏は、本管関係と一緒に規定されているからには、同様に本管関係にあると考えるのが自然である。さらにいえば、本管関係をささえる所以が「王命」にある以上、制使その人とではなく、皇帝との間に本源的統属関係が成立しており、制使は皇帝を代理しているにすぎないと考えられる。

皇帝は官品をもたないから官僚制外の存在である。制使と官吏の本管関係も、知県と部民、本管官と軍士の関係と同様に、官僚制外と官僚制内の関係となる。前者は官僚制の上に立つ者と官僚の関係であり、後二者は官僚制の下に位置する者との関係である。

以上本管関係は、皇帝が制使を介して総体としての官僚、胥吏・衙役と結んでいる場合、個々の知府・知州・知県が配下の部民と結んでいる場合、個々の司令官が配下の軍士と結んでいる場合の三種類が存在する。ここで重要なのは、皇帝と軍民との間には本管関係がないという点である。王命とは、官僚制内にのみ通用する限定的な命令であって、官僚制外の者にも通用する無制限な命令ではない。皇帝と軍民とは、ともに官僚制外にあるのであり、官僚制の内外を関係づける本管概念とは別の論理で関係づけられなくてはならない。それは宮内忿争律、皇家袒免以上親被殴律にうかがえるような「不敬」であり、根本的には十惡にみられるような価値規範であろう。

一方吏卒と本部の長官との関係は、一時的従事、すなわち本部関係である。そこでは、長官が五品以上の場合は本管関係と同じく科刑されるが、六品以下の場合は三等減となる。本部関係は「本属本管の比に非ず」(沈註 11b, 13) であるから、五品以上であっても本管とは別の刑罰体系をとるべきであるが、同じであるのは「職之崇卑」のためである(輯註 12b, 13-14)。これは官僚制における本管とは別の原理、尊卑関係の発現である。尊卑関係については上司官與統属官相殴律であつかう。

佐貳官、首領官¹¹は、軍民吏卒を問わず長官の一等、二等減であるのは、それぞれ長官と差があるからである(輯註 12b, 14-15)。ただしその科刑基準が、佐貳官は長官の一等減、首領官は二等減として規定されているからには、佐貳官、首領官は、科刑面で長官に対して独自の論理をもってはおらず、従属していることになろう。

以上が本節の前半で、後半は非本管関係をあつかう。ただしこの後半部分の律文には欠陥があり、それが科刑上の疑点を生じている。

流外官(雜職)、軍民、吏卒が本管でない官僚を殴った場合の刑罰は、官僚が三品以上、五品以上、九品以上で区別される。輯註はそれを説明して、これらは官僚への統属関係がないので、意義は本来的に軽い、ただ官品の重さ(「名器之重」)のために、殴傷の刑罰を厳しくするのであるという(13b, 7-8)。また本管、本部関係では、長官、佐貳官、首領官の別があったが、ここでは区別がない。非本管関係は、統属関係がなく実体的な関係が存在しないため、長官、佐貳官、首領官で区別する積極的な意味がないであろう。唯一問題となりうるのは、統属の有無に關係しない尊卑関係、すなわち官品への侵犯である。

律文の疑点は、流外官、軍民吏卒が非本管の三品以上の官を殴った場合は、傷害が殴、傷、折傷の三段階に設定されているのに対し、五品以上の官を殴った場合は「殴傷」と折傷が明示されていないところにある。殴傷の傷が傷だけなのか、折傷を含むのかで解釈が分かれる。『読律瑣言』は前者で、『大明律附例』、輯註は後者である。

流外官が非本管の三品以上を殴るとその段階で徒二年、傷は徒三年、折傷は流二千里である。非本管の五品以上の官はその二等減であるから、殴で徒一年、傷は徒二年となる。これは凡闘における傷の刑罰、笞三十から杖八十と比べるとよほど重い刑罰であるが、一方で律文「罪を減じて凡闘傷より軽い場合は凡闘傷に二等加える」という規定は、そのようなケースがありえないことから意味をなさなくなる。沈註は、「律文は厳密であって、このような無意味なことはありえない」（「律文謹嚴、断無此虛設之詞」13a, 17）と律の無矛盾性を主張し、その立場から傷は折傷を含むとする。

ところがそうすると、今度は小註「不言折傷篤疾至死者、皆以凡闘論」の「折傷をいわない」という理解と抵触することになる。これは小註が『読律瑣言』の説を採用しているからであって¹²、当然矛盾してしまうのである。ところが沈註はこの矛盾を矛盾として認めないため、小註の折傷とは、折傷から篤疾という意味であって折傷ではないのだと苦しい解釈を示している（13b, 3-5 「註内折傷二字連篤疾言之。謂折傷至篤疾、非謂折傷」）。

沈註は解釈の整合性を貫徹しようとするがために、かえって無理な解釈をせざるを得なくなつたのである。しかも沈註は、傷は折傷を含むという解釈を本律の別の箇所にも適用しており、そこでも奇妙な解釈を展開してしまっている¹³。本来この疑点は、皇家袒免以上親被殴律と同じく律文の欠陥から生じたのであるが、沈註は律が整合的であることを前提としているので、律文に欠陥があることを認めようとしない。何とか解釈によって切りぬけようとしているので、一層破綻をきたしてしまうことになる。沈註は律の体系的理解を追究するが、その前提となる律の無矛盾性が成り立っていないため、当然追究には限界がある。その限界を越えると、逆に解釈は不合理になってしまうのだといえる。

第二節^a 其公使人在外¹殴打（所在）有司官者、罪亦如之（亦照殴非本管官之品級科罪）。從（被殴）所属上司拘問。（如統屬州縣官殴知府、固依殴長官本條、減吏卒二等。若上¹司官小、則依下条上司官與統屬官相殴科之。首領殴衙門長官、固依殴長ⁱⁱ官本條、減吏卒二等。若殴本衙門佐貳官、兩人品級與下条九品以上官同、則依下条科之。若品級不與下条同、則止依凡闘。如佐貳首領自相殴、亦同凡闘論罪）。

明律：a 第三節。順治律：1 後に小註（如在京辦事官、歴事監生之類）あり。乾隆律：i 統につくる。ii 長官は官長につくる。

公使とは何かについて、『大明律附例』には多くの例示があるが¹⁴、輯註は職官の人でないというだけであり、沈註に至っては節への言及自体がない。これは公使の派遣が実際に社会問題をひきおこしているかどうかで、明と清で本節の重要性が異なっているためであろう。清代にはほとんど問題とならなかったと思われる。『読例存疑』には本節の条例を一条のせるが、それは明代に制定された問刑条例であり、乾隆三十六年に刪除されたという。なお最後にある小註は、沈註がいうように本律と関連する条項の列挙である（13b, 12-16）。本節への註ではない。

6) 佐雜統屬殿長官

本管は本管概念の官僚制内への拡張である。本管という語は、官僚制の内と外との関係を示すものであるから、本来なら官僚制内に適用するのは不適当である。例外がないわけではないが¹⁵、普通は本管に代えて統摂（監臨、統属）といった語が使われる。

凡本衙門首領官及所統屬官殴傷長官者、各減吏卒殴傷長官二等（不言折傷者、若折傷不至¹篤疾、止以傷論）。佐貳官殴長官者（不言傷者、即傷而不至篤疾、止以殴論）、又各減（首領官之罪）二等。（若減二等之罪有輕于^{Aii}凡闕、或與凡闕相等而）減罪輕者、加凡闕一等（謂其有統屬相臨之義）。篤疾者絞（監候）。死者斬（監候）。

雍正律：A 於につくる。乾隆律：i 致につくる。ii 於につくる。

長官と同一衙門を構成する副官が佐貳官、下僚が首領官であり、別衙門ではあるが、長官の下僚扱いを受けるのが統屬官である。首領官と統屬官について沈註は、「首領・属官には『統摂之分』があるが、（長官と）匹敵する主体であり、吏卒と同じではない¹⁶」とのべている。ここでいう「統摂」は、非本管を説明する際に「分無統摂、事不相関」と使われたように本管の属性をなす概念である。よってそれは、官僚制内における本源的統屬関係をあらわすことになる。統摂は、上への従属を示す時には統属、下への支配をいう時は監臨といいかえられる。

統摂が本管と異なるのは、首領官、統屬官は長官に対し従属しつつも一面対等である点にある。首領官、統屬官が長官に対して有するこの二面性は、輯註の解釈に端的に現れる。康熙本『大清律輯註』では「長官于首領、統屬官有相臨之義」というが、乾隆本では「首領統屬官與長官比肩事主」に改められている。

佐貳官は長官の同僚であるが、同じく二面性をもつ。康熙本で「于佐貳官有相制之義」というところを、乾隆本では「佐貳與長官同寅共事」とする。なぜこのように改められたのかは不明だが、この二様の理解は、首領官・統屬官、佐貳官と長官との関係の二面性を反映している。

沈註は長官が知府の場合、首領官は経歴・照磨、統屬官は知州・知県であるとする。首領官、統屬官が長官に統屬しているのは、上司官與統屬官相殴律の輯註によると、それらが長官の管轄下にあり、文書上の関係があるからである（「統屬下司、謂属所管轄、有文案相関渉者」）。統屬の実体は文書処理の上下関係にある。一方それらが対等であるのは、長官と匹敵する主体（「事主」）だからである。

知州・知県が主体であるのはいうまでもない。知州・知県は、父母官、親民官と呼ばれるように一般民と本管関係にある。知府からすれば統屬官であるが、一般民からすれば同じ長官である。それに比べて経歴・照磨といった首領官は、軍民吏卒と本管関係なく、各註釈書もその自立性について特に展開するところはない¹⁷。なぜ統屬官と同等なのか積極的な理由は不明である¹⁸。

佐貳官については、沈註が「職分として牽制を受けるが（「分雖相制」）、実は兄弟の意味（「兄弟之義」）がある」という（15b, 7-8）。これは『大明律附例』の説をふまえたものである。『大明律附例』はなぜ長官が佐貳官を殴る刑罰が規定されていないのかを論じた中で、次のようにいう。

思うに官職からすれば長官副官の区別（「長佐之分」）があるが、応対としては兄弟の意味がある。尊が卑を虐待するのは（「以尊凌卑」）、刑罰規定を設け難い。しかし上司による属官の虐待は、事実を密奏してよい¹⁹。

このように長官と佐貳官には、「分雖相制」「長佐之分」といった統摶の側面と、「兄弟之義」「以尊凌卑」といった尊卑関係の二面がある。おそらく後者の側面が佐貳官の自立性の中核をなすのであろう。さればこそ佐貳官は、首領官・統属官より自立性が高いものと理解されているのである。

7) 上司官與統属官相殴

本律は、官僚制における二つの原理、本管（統摶）関係と尊卑関係のかかわりについてあつかう。

凡監臨上司（之）佐貳首領官與所統属（之）下司官品級高者及與部民有高官而相殴者、並同凡鬪論（一以監臨之重、一以品級之崇、則不得以下司部民拘之）。若非相統属官品級同自相殴者、亦同凡鬪論。

本律では監臨する上司の佐貳官・首領官を、統属官・部民の官品の高い者が殴った場合を問題とする。監臨・本属の官を殴った場合は、殴制使及本管長官律、佐雜統属殴長官律に規定する。ここで新たに問題とされるのは品級である。

輯註は、監臨には統属の分があり、本属には父母の義があるが、統属官、部民の有する品級の高さはそれに匹敵するという（16a, 5-7）。これは『読律瑣言』の説をふまえたものである。

これは監臨の分と品級の分とを衡量してその中間を求めるのである。一方は監臨の重さ、他方は品級の尊さによってそれはほぼ拮抗する。ゆえに凡鬪と同じく扱うのである²⁰。ここにうかがえるのは、品級が本管・統摶と対抗しうる別原理として存在することである。

統摶はすでに見たように、具体的には文書処理の上下関係としてあらわれる。本律の後半は、そのような統摶関係がなく、かつ品級が同じ者の間の鬪殴をあつかう。しかしこのケースは、品級が同じとされているだけに、品級のもつ意味を教えてはくれない。輯註は律文を粗述する域を出ない。沈註は、品級の低い統属官が上司の佐貳官を殴った場合を考察しているが（16a, 5-9）、これは統摶、品級とも下にある者が上の者を殴っているのであり、品級の意味を積極的に提示しない。唯一『読律瑣言』だけが、品級を統摶に次ぐ原理として位置づける。

もし統属関係にない衙門で、その官品が同じであるならば、凡鬪と同じくあつかう。監臨の意味がないのだから、ただ品級だけを問題とするのである（「既無監臨之義、直以品級論」）²¹。

品級は一品から九品によって示されるが、その根底にあるのは「品級之尊」という言い方に現れているように尊卑関係である。これは統摶関係が文書処理の実際によって裏打ちされているのとは違い、観照的な価値関係であるところに特色がある。

8) 九品以上官殴長官

本条は官僚制における尊卑関係の展開である。輯註は、「官が本管ではないということは、本来的に統属の義務（「統属之分」）はない、ただ品級の尊卑は辨えないわけにはいかない²²」という。なお本律では官僚間の統属関係を本管の語で表している。

凡流内九品以上官殴非本管三品以上（之尊）官者（不問長官佐貳）、杖六十徒一年（但殴即坐、

雖成傷至內損吐血亦同)。折傷以上及殴傷(非本管)五品以上、若五品以上殴傷(非本管)三品以上官者各加凡鬪傷二等(不得加至于^{A i}死^{1B}、蓋官品相懸、則其罪重、名位相次、則其罪輕、所以辨貴賤也)。

順治律: 1 後に○あり。雍正律: A 於につくる。B 後に○あり。乾隆律: 於につくる。

本律では、官品が一品から三品、四品五品、六品から九品までの三つの階層に分けられる。これは、それぞれを卿、大夫、士とみなすという伝統的な秩序観に応じている。沈註は、本律はただ品級の尊卑だけを論ずるのであり、長官、佐貳官を区別しない、それは本管関係にないからであるという²³。殴制使及本管長官律でも、非本管関係は長官、佐貳官を区別していない。その区別は、文書上の統属関係という現実があって始めて意味をもつからであろう。それに対して官品は、現実の統属関係の如何とは無関係に設定される。それは、個々の官職の価値的な上下関係(尊卑、貴賤)を示すものである。

ここでは、六～九品官が一～三品官を殴った場合に徒一年の刑を科せられるほかは、全て凡鬪の二等加重となっている。徒一年は二等加重以上であり、これは小註に説明がある²⁴。

官品が懸け離れていれば刑罰は重く、接近していれば軽い。それによって貴賤を区別するのである。

官品がもっとも懸け離れるのは、六～九品官と一～三品官の場合であるから、その間の鬪殴が一番重く加重されるのは納得できる。ただし徒一年という刑罰は、凡鬪の内損吐血杖八十に三等加重したに過ぎない。内損は傷相当としてあつかうのが普通であるから、この加重は他の場合より一等重いにすぎない。必ずしも極端に加重されているわけではない。

以上、殴制使及本管長官律から九品以上官殴長官律にいたる四条は、次のような構成をとっていることになる。殴制使及本管長官律では官僚と官僚制外の者との本管・本部関係が規定される。佐貳統属殴長官律においては、それが統摶関係として官僚制内に拡張される。一方官僚制において本管に次ぐ原理として尊卑関係があり、品級という形をとって現れる。統摶と尊卑の関わりが上司官與統属官相殴律で規定され、九品以上官殴長官律で尊卑関係が展開される。今後清代官僚制は、以上の諸関係から理解する必要があろう。

9) 拒殴追摶人

本律は、官僚が税糧の追徴や公務(「公事」)の呼び出し²⁵のために派遣した者(「差人」)に対し、納税戸や公務に服する義務のある者が抵抗したり殴ったりした場合を規定する。差人は、常識的には胥吏・衙役であろうが²⁶、小註に言うように、官僚、尊長の親属も想定されている。

凡官司差人(下所属)追徴錢糧勾¹摶公事而(納戸及応辦公事人)抗拒不服及殴所差人者、杖八十。若傷重至内損吐血以上及(所殴差人或係職官或係親屬尊長)本犯(殴罪)重(於¹凡人鬪殴)者各(于^{A ii}本犯應得重罪上仍)加二等、罪止杖一百流三千里。至篤疾者絞(監候)、死者斬(監候)。此為納戸及応辦公事之人、本非有罪而恃強違命者而言。若税糧違限、公事違錯、則係有罪之人、自有罪人拒捕條)。

順治律: 1 なし。雍正律: A 於につくる。乾隆律: i 句につくる。ii 於につくる。

本律は刑律捕亡篇罪人拒捕律が有罪者であるのとは異なり、無罪の者が差人に抵抗(「抗拒」)し殴る場合である(沈註 17a, 1-3)。抗拒については『読律瑣言』の説を『大明律附例』、沈註ともに踏襲する。抗は抗って差人に従って官に出頭しないこと、拒は差人を家にいれないこ

となどである。このように抗拒は殴ではない。

本律の眼目は、差人を殴ることなく、ただ抗拒しただけで罪に問うところにある。沈註は、律意は重きを抗拒においているのであって、差人を殴っても刑罰は同じであるという（17a, 8）。罪人拒捕律において、拒捕はあくまで本来の犯罪に対する加重要因であるのに対し、本律では抗拒自体が犯罪となる。本律は宮内忿争律同様、鬪殴律の系であるが独自性が強い。

問題は、なぜ抗拒が犯罪となるかである。沈註は、本律が官僚間の鬪殴を規定する律の次にくる理由を問い合わせ、それは、追徴したり呼び出したりする者の中に、上司の命を承けて派遣された官僚がいるからであるとする（17a, 9-10）。しかし本律が殴制使及本管長官律のヴァリエーション、すなわち本管関係の侵犯であるとまではいっていない。雍正律総註では「本律は抵抗して差人を殴る罪を懲らすのである²⁷」という。抗拒が罪であるのは自明視され、特に根拠づけられていない。

『読律瑣言』は本律を、自分が無罪であるのをいいことに、官の命令があるのを理解していないと性格づける²⁸。己の無罪と官司の有命が対比されているからには、官の命令への服従義務は、他の加重要因（有罪、殴傷など）がなければ杖八十という刑罰価値に評価されていることになる。これは、凡鬪の内損吐血相当である。

10) 殴受業師

本律は、本来十惡不義の「現在教えを受けている師の殺害」（「殺見受業師」）の律文化である。受業の師が誰であるかについての解釈は、時代によって異なる。

凡殴受業師者、加凡人二等、死者斬（凡者非徒指儒言。百工技藝亦在内。儒師終身如一。其餘学未成、或易別業則不坐。如習ⁱ業已成、罪亦與儒並科也^{1A ii}）。

順治律：なし。この後に小註（道士女冠僧尼于其受業師與伯叔父母同。有犯不用此律）あり。雍正律：A なし。乾隆律：i 学につくる。ii なし。

明初（天順年間）の『律條疏議』によれば、受業とは親しく経書の教えを受け弟子の礼を執ることであり²⁹、よって受業の師とは儒者の恩師のことである。同書は、百工技芸の教えを受ける者は師匠を殴り得るかという問い合わせに対し、技芸は末事であって、この律に入らないのは明らかだと答えている³⁰。明初において受業の師とは、儒者の恩師に限定されていた。

ところが明中期（嘉靖年間）の『読律瑣言』になると受業の師は、「我々儒者が親しく経書の教えを受けた者、職人が技能の伝授を受けた者³¹」両者共に認められる。明後期（万曆年間）の『大明律附例』に至っては、「儒者や諸々の技能者には教えを受けた者がいる。……つまり在三の義（父、師、君を敬うこと）がある。どうして技能は末事で語るに足りないなどといえようか」と、百工技芸の師匠が含まれるのを当然視する。

十惡条内に、現在受業の師を殺すのは不義と謂うとある。よっておよそ師を殴る者は、凡人間の鬪殴の刑罰に二等を加えるのである³²。

『大明律附例』の撰者たる王肯堂からして士人であり、かつ医学に造詣が深かった（『明史』卷221）。儒者の恩師にしろ百工技芸の師匠にしろ、それを殺す者は不義という根源的な罪に問われるのだと彼が主張するのは自然である。このような受業の師に対する解釈の変遷は、そのまま明代における百工技芸の社会的地位の上昇と対応しているものと考えられる。

ところが清代に入ると事態は変わってくる。輯註はおおむね『大明律附例』の解釈に従って

いるのであるが、本律ではニュアンスを異にしている。

諸々の技能の師匠は儒者とは区別されなければならないが、……やはり在三の義があるのであり、教えを受けたということは同じである³³。

このように、儒者と百工技芸は区別されねばならないという主張が、控えめながらなされてきている。沈註もふくめ、『大清律輯註』は『大明律附例』の説を採らない。これは、偶然であろうか。それは、百工技芸の師匠の殺害を儒者の恩師のそれと同等にあつかい、かつ不義といった根源的な罪に問うことに、不釣り合いなものが感じられるようになったからではないか。これは法的思惟の問題というよりは、明清鼎革にともなう社会転換の一環として説明されるべき問題であろう。

ところが一転雍正律総註では、不義説が唱えられる。

これは師弟の分を明らかにするものである。そもそも士農工商はすべて師匠がいる。一人前になれば一生その教えの利益を受けるのであって、恩義は極めて重い。よって殴、傷、折傷以上はともに凡人に二等加重する。篤疾なら流三千里、殺せば斬立決である。これは不義を懲らすのである³⁴。

『輯註』のようなあいまいな態度とは違い、士農工商を問わず師の殺害は不義であると断定される。これは『大明律附例』と一見同じ主張であるが、時代の基調は明後期と雍正期とでは全く違う。当時は雍正帝が苛酷なまでの社会統制政策を推進していた。士農工商を問わずひとしひに不義であると断定するその口調は、雍正期の厳格な政治の反映そのものである。この時代、清朝専制体制が確立する。それに続く乾嘉期は、雍正専制体制の遺産を食いつぶしていく時代である。当時の註釈書『清律例彙纂』が、受業の師について雍正律の総註説を継承しているのは偶然ではない。

以上、殴受業師律の解釈を明初から清中期まで概観した。本律は本来十惡不義の律文化であるが、その解釈は時代によって異なっていた。律といえども社会の産物であるから、解釈が社会の変化に従って異なるのは当然である。『大清律輯註』もその例に漏れるものではない。本書は明後期の『大明律附例』から多大な影響を蒙っており、事実その説を祖述、敷衍するにすぎない場合も多いのであるが、おそらく両者の律解釈の根本にある発想はかなり違うはずである。本律はその一端を垣間見せてくれたというべきである。

なお康熙律だけにある小註は、名例称道士女冠律に基づく。雍正三年の現行例で受業の師と僧尼は大功関係に格下げになったので、雍正律で削除された(『読例存疑』)。そのため『輯註』も、康熙本にあったこの部分に対する輯註を乾隆本では削除している。

11) 威力制縛人

紛争があったら官の裁決を求めねばならないが、私的制裁(リンチ)によって解決しようとする者がいる。本律はそれを処罰する。

凡(両相)争論事理(其曲直)聽經官陳告(裁決)。若(豪強之人)以威力(挾)制(縛)縛人及於私家拷打監禁者、(不問有傷無傷)並杖八十。傷重至內損吐血以上、各(驗其傷)加凡鬪傷二等。因而致死者絞(監候)。若以威力主使(他)人殴打而致死傷者、並以主使之人為首、下手之人為從、論減(主使)一等。

「威」とは人を圧倒する剣幕、「力」とは人を負かすにたる腕力、「制縛人」とは、剣幕腕力

が加えられ、身動きが自由にならなくなり、鎖で繋がれるままにされることである。ただし制縛の制の字は、下の拷打と監禁の二項にかかるので、「威力制縛人」とは、剣幕腕力で人を屈服させ、縛り上げ（「綱縛」）、めった打ちにし（「拷打」）、「監禁」することをいう（沈註 18a, 1-6）。このような私的制裁によって紛争を解決しようとしたならば、傷の有無にかかわらず杖八十である。

傷害がなくても刑罰が科されるので、本律は鬪殴律とは異なる独自の犯罪概念である。しかし犯罪が、無傷、有傷、内損吐血、致死と傷害のレヴェルによって分節され、科刑の基準が鬪殴律に従うので鬪殴律の系となる。また鬪殴の通例として、死亡させた場合でも本来殺人の意志はないとされる（輯註 19a, 10-11）。

本律は鬪殴律の系であるから、それを構成する三要素、綱縛、拷打、監禁のうち、もっとも重要なのは拷打となる。しかし沈註は、人を縛り上げて監禁し、凍え餓えさせたならば、そのために死に至らないことがあろうかと疑問を呈し、拷打にとらわれるべきではないと主張する（18b, 9-10）。しかし凍死、餓死のような特殊なケース、律に規定されていない事態を持ち出して拷打の重要性を相対化するのは、議論として説得力を欠く。

沈註が無理な議論をするのは、『大明律附例』の説を批判せんがためである。沈註はこの批判をする前に『大明律附例』の説を引いているのだが、出典は明示せずかつ節略なので、以下では原文を引いておく。

制縛、拷打、監禁は三要素である。下文にみえる致死傷ではただ殴打とだけいっている。されば、上文にみえる重傷による致死は、ただ拷打のみを承けていると考えるのが妥当である。もし制縛、監禁だけで拷打せず、監禁先で死んだならば、死亡原因となった重傷が制縛、監禁によるものかどうかを必ず検証してはじめて絞罪にあてることができる。そうでなければ、律文の「因而致死」（そのために死に至った）と合わない。

沈註も、死、傷は大抵拷打に由来することは認めており（19a, 1-2）、結局沈註がなにを主張したかったのは不明瞭になってしまっている。おそらく沈註は、『大明律附例』に対して新味をだそうとしてうまくいかなかったのであろう。

沈註の批判は批判の体をなしていないが、しかし威力制縛人における綱縛、監禁の意味については考えさせるところがある。人を縛り上げ監禁しても、拷打しないならば無傷である。律に傷の有無を問わず杖八十とあるから、綱縛、監禁だけで杖八十の刑罰が科されることになる。綱縛、監禁だけで犯罪たり得るのは、裁判は国家に一元的に握られなければならないのに、「豪強之人」（有力者）が私的に分割てしまっているからである。人を縛り上げ、人をめった打ちにし、人を監禁するのは、みな「官法之事」、国家の独占事項なのであり（輯註 19a, 1-8）、それへの侵犯が本律の本質をなすのである。

律の後半は、権勢によって他人を使い殴打、致死させた場合をあつかう。これは鬪殴律の第六節、同謀共殴と似ているが、論理は異なる。同謀共殴では、実行犯は与えた傷害の程度にしたがって刑罰を科し、「原謀」（計画立案者）は最も重い傷害を与えた実行犯の一等減を科す。しかし本律では、逆に「主使之人」（教唆した者）が首犯であり、実行犯は一等減である。

教唆した者を「首」というからには、これは名例共犯罪分首從律にいう「造意」である。造意は犯罪の計画者であり、犯罪への意志があったものと認定される。ところが鬪殴においては意志を問わないのが原則であるから、この認定は原則に反する。これは、威力制縛人の本質が鬪殴ではないことを示している。

輯註によると、豪強の劍幕、腕力は人を屈服せしむるから、教唆された者は従わざるをえない。しかしその者は、「人を殴るという事実は行っているが（「行殴人之事」）、人を殴る意図は本来なかった（「原無殴人之心」）」のであるから、教唆者を首犯、実行者を従犯とするという（19b, 2-6）。ここで鍵になっているのは豪強の威力である。豪強が鬪殴の意志を抱いており、その威力が人をして鬪殴に向かわせる。律の前半と併せて通観するならば、本律は、国家権力と競合する可能性のある豪強を牽制するところに眼目があり、それを鬪殴律的な構成をとることによって具体化したものとみなせる。

ただここで輯註が、同謀共殴は本来実行者に人を殴ろうとする意図があった、だから（被害者死亡の場合は）実行者を死罪として命を償わせる（「抵命」）、というのは不適切である（19b, 6-8）。同謀共殴で実行者を抵命するのは、鬪殴及故殺人律第三節の適用であって、実行者の意図の有無は問題ではない。意図を問題にするのは、傷害本位の科刑だと同謀共殴の「原謀者」（計画立案者）が鬪殴に加わらなかつた場合それを取り逃がす可能性があるからであつて、あくまでも原謀者に限つて意図が問題になるにすぎない。

注

- 1 『大明律附例』同姓親屬相殴律註「鬪殴一篇、鬪殴及保辜限期二条是鬪殴之通制。次言宮内、又言皇親、又次言官府、又次言業師、又次言奴婢、又次言妻妾。自此条至後三条、則皆言親屬。先同姓、次大功以下、次期親、次祖父母父母。由宮内而下至奴婢、自尊而卑也。妻妾先於尊長、自內而外也。由總麻而上至于父母、自疎而親也。拒殴追摶一条屬官府者。蓋殴本管條言殴官之罪、拒摶條言殴官府差人之罪。總是犯官府也。」
- 2 『大明律附例』鬪殴篇註「親屬、職官尊卑、良賤相犯、唐律俱已備、而今律釐附次第尤為精密云。」
- 3 『大明律集解附例』本条纂註「有人殴皇家袒免之親者即杖六十徒一年。」
- 4 輯註 10b, 2-3 にいうが、もっとも明瞭に述べているのは、『大明律集解附例』の纂註である。「蓋皇家之親與凡人不同。故其罪尤重如此。蓋敬君以及其親也。」
- 5 「折傷以上本罪重於杖八十徒二年者、則加凡殴傷二等。按殴皇家袒免親傷者、已該杖八十徒二年。而凡殴折傷以上至折人肋、眇人兩目、墮人胎及刃傷人者、纔得杖八十徒二年之罪。若殴皇親折二齒二指以上及髡髮者、加等僅如成傷本罪而已。唯至折肋、眇兩目等始加至杖一百徒三年。此律之所謂重者也。凡律言重者皆入加等通論為重。」
- 6 「於杖八十徒二年與至杖一百徒三年之註、意正如是。但於字至字不可泥。」
- 7 各篇冒頭沈註（2, 1a, 2, 3, 1a, 3）。
- 8 「蓋軍屬營衛、民屬府州縣、而吏卒則軍民撥充受役之人也。凡犯分無統摶事不相關之衙門、即為非本管矣。」
- 9 「蓋吏卒者或民人撥充於軍衛、或隣境來役於有司、不過一時事使之義、與本部本管軍民不同。故以官之崇卑論也。」これは『諺律瑣言』にもとづく。下線部は、それでは意味が通らない。沈註が訂正しているように本属の誤りである。「吏卒不同于軍民者、或民人撥充於營衛、或隣境來役于有司、非本属本管之比也。」（11b, 12-13）
- 10 沈註 11b, 2-3 「犯制使、言官吏、不言軍民。制使以王命為重、軍民何知。犯者當依殴非本管、照制使品級論罪。」
- 11 佐貳官、首領官が具体的に何であるかは、光緒十二年上海圖書集成局本『刑案匯覽』卷三八、殴制使及本管長官律の欄外に見える（十一葉裏～十二葉表）。
- 12 「此不言折傷、篤疾至死者、皆以凡鬪論。……或言各加凡殴傷二等、已兼折傷在內、非也。蓋本条明分

- 殴與傷與折傷作三段。而此独言殴傷加凡闕傷二等、其文義甚明、安得強附折傷在内耶。」
- 13 沈註 12a15—12b15。凡人の刃傷は徒二年であるが、吏卒が六品以下の長官に傷を与えた場合は、流二千里の三等減、すなわち徒二年となり、凡人の場合と同じであると沈註は主張する。しかし刃傷は傷害のレヴェルとしては折傷と認定されるから、この議論は折傷、傷という異なった傷害のレヴェルをことさらに同一視していることになる。一方小註は六品以下の長官への闕殴は、殴、傷、折傷を区別せよと主張し、輯註もそれに従う。
- 14 「公使人不係職官。如在京辦事官、歴事監生、承差知印吏典、陰陽医、校尉、軍舎、祇候、禁子之類。」
- 15 九品以上官殴長官律
- 16 「首領・属官雖有統攝之分、亦比肩事主者、與吏卒不同。」
- 17 李庚乾輯『佐雜譜』（光緒一九年刊本、『官箴書集成』第九冊、黄山書社所収）などをみると、佐貳官、首領官がいかに軽んじられていたかがわかる。
- 18 首領官は吏卒を従えており、長官の吏卒との本部関係は彼らによって下支えされていることが考えられる。また首領官には統属官より官品の高い者がいる。布政司経歴正六品に対し知県は正七品である。
- 19 「不言長官殴佐貳之罪。蓋以官、則有長佐之分、以相處、則有兄弟之義。以尊凌卑、雖難設法、然以上司凌虐屬官、聽具實封奏。觀之、則亦必有以權之矣。此在臨事而定也。」
- 20 「是以監臨之分與品級之分相權其輕重之中者也。彼以其監臨之重、此以其品級之尊、略足以相抵耳。故並同凡闕論。」
- 21 「若非相統屬衙門、但其官品同者、亦同凡闕論。既無監臨之義、直以品級論。」
- 22 「官非本管、本無統屬之分、但品級尊卑不能無辨。」
- 23 「此條止論品級尊卑、不分正官佐貳、以非本管也。」
- 24 この小註は『諱律瑣言』のひき写しだ。
- 25 岩井茂樹「徭役と財政の間 — 中国税・役制度の歴史的理義にむけて（三）—」『経済経営論叢』（京都産業大学）29-2、1994年によると、明から清初にかけて公事は裁判のことであった。清中期においても同じ意味で使っている例がある。汪輝祖『学治臆説』卷下、会辦公事勿瞻徇「事由專辦、自可慎始圖終。若以數人會辦一事、心術難齊、才略亦異、尤宜細細協恭商酌。万一意見齟齬、或罪閥出入、或案有支離、當將利害關鍵剏切明言。」しかし概して清中期以降、公事はより広い意味で使われている。王又槐『錢穀備要』卷一、錢糧利弊「夫撮借者、凡因公事迫切、一時難借。撮其緩者、借應急需」、卷六、解支「各省凡有提解耗羨之處、必遇有地方公事、方許動支。……如有非閥地方公事擅自動支者、該司即實報部題參。」これらにおいて公事とは、広く公的業務の意である。このように公事の意味が拡大してきているが、筆者はその転機は雍正時代にあるだろうと予想している。
- 26 『大明律例拠会』では「拒殴差役」という。
- 27 「此懲抗拒殴差之罪也。」
- 28 「此皆自恃己之無罪、而不知官司之有命也。」
- 29 「受業者、親承詩書之教、執弟子礼於函丈之門者也。」
- 30 「問曰、百工技藝之受学者得為殴師否。答曰、教學之道嚴師為難。師嚴然後道尊、道尊然後民知敬學。此儒者之師所謂事之如一者。則加二等、崇儒重道、當然也。技藝末事、何足道哉。觀僧道弟子、人皆以為如父子。然於律有相犯者、則止依伯叔子姪擬斷。技藝不入此律明矣。」
- 31 「受業師者、吾儒親承詩書之教、與工匠得受藝能之伝者、皆是。」
- 32 「儒與百工技藝皆有所從受業之師。若学未成、或易別業、則不坐。但習業已成、固守其学、以終身贍家者、皆有在三之義焉。豈可曰技藝末事何足道哉。十惡条内、殺見受業師、謂之不義。故凡殴師者、加凡人闕殴之罪二等。」
- 33 「百工技藝之師、當與儒者有別。然至習業已成、守其業以終身贍家者、則亦有在三之義。其受業同也。」
- 34 「此明師弟之分誼也。凡士農工商皆有受業師。若習業已成、則終身受其教益、恩義至重。故殴與傷及折傷以上俱加凡人二等科罪。至篤疾者滿流、至死者斬決。懲不義也。」